

環境税の検討状況等

1 C O P 3 以降環境省によって設置された研究会の例

1997年7月「環境に係る税・課徴金等の経済的手法研究会」

課税のねらい及び課税対象により4つの試案を提案。課税水準については、低率及び高率の2種類を検討し、高率の課税案については、緩和策を検討。

2000年6月「環境政策における政策的的手法研究会」

低額の税を有効に活用し得るポリシーミックスの具体的な検討開始が最も重要。

2001年8月「地球温暖化防止のための税の在り方研究会」

< 経済への影響 >

C O 2 排出削減技術への投資、国際排出量取引等との組み合わせにより、マイナス効果を軽減することが可能。

< 税収の使途 >

資本形成を促進するような還元方法を採用し、長期的な経済影響を小さくすることが望ましい。

2 地球温暖化対策法改正の衆参議院環境委員会での採択の 附帯決議

(衆議院 平成14年5月21日)

(参議院 平成14年5月30日)

八 温室効果ガス排出削減目標の達成状況を勘案しつつ、歳出削減の実効性を高める上で、考慮されるべき選択肢の一つとして環境税等の経済的手法、及びそれらの導入のあり方等について国民各層の幅広い議論を行い、税制改正全体の中で検討を進めること。

3 中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 地球温暖化対策税制専門委員会 中間報告

(平成14年6月)

1 取り進め方について

(3) 第2ステップ以降の対応(抜粋)

2004年実施される対策の実施状況の評価等において必要とされた場合には、第2ステップ以降の早期に、C O 2 排出削減を主目的とした温暖化対策税を導入すべきである。

その際、第2ステップ以降に導入する温暖化対策税の税収の使途についても、温暖化対策の実施における国と地方公共団体の関係に十分配慮して検討すべきである。京都議定書の目標達成には、国、地方公共団体等のすべての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じ、例えば、温室効果ガスの排出抑制に資する都市整備や、植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進及び都市緑化等のC O 2 吸収源の保全及び強化に資する対策を講ずるとともに、地球温暖化対策に対する普及啓発などにより、地域ぐるみの取組を推進していくことが考えられる。

4 経済財政諮問会議

「経済財政と構造改革の基本方針2002」

(平成14年6月28日閣議決定)

5 税制改革及びそれに関連する検討項目

・地球環境に配慮した税制を検討する。

5 政府税制調査会

「少子・高齢社会における税制のあり方」

(平成15年6月17日)

第三 その他の課題

三 環境問題への対応(抜粋)

1. 基本的考え方

特に、地球温暖化問題については、規制的手法、自主的取組、税制以外の経済的手法の活用に加えて、税制を活用することの必要性について広く議論が求められる。

2. 税制面で対応を検討する場合の留意点

いわゆる環境税の導入を検討する際には、国民に広く負担を求めることになるので、国民の理解と協力が得られることが不可欠である。今後、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、国内外における議論の進展を注視しつつ、汚染者負担の原則(P P P)に立って、引き続き幅広い観点から検討する。

地球温暖化問題に対する税制面での対応を検討する場合には、揮発油税、軽油引取税、石油石炭税など既存のエネルギー関係諸税等との関係についても検討すべきである。

6 自民党税制調査会

「平成15年度税制改正大綱」(平成14年12月13日)

第三 検討事項(抜粋)

12 地球温暖化対策をはじめ環境問題に対する取組みを一層進めるため、いわゆる「環境税」の導入を含め、税制面においては、原因者負担を基本としつつ、規制等による環境対策の具体的な枠組みの中での役割を踏まえながら、環境問題全般に配慮した実効性ある施策について、幅広い観点からさらなる検討を進める。

- 2 地球温暖化対策法改正の衆参議院環境委員会での採択の
附帯決議 (衆議院 平成14年5月21日)
(参議院 平成14年5月30日)

八 温室効果ガス排出削減目標の達成状況を勘案しつつ、
歳出削減の実効性を高める上で、考慮されるべき選択
肢の一つとして環境税等の経済的手法、及びそれらの導
入のあり方等について国民各層の幅広い議論を行い、税
制改正全体の中で検討を進めること。

- 3 中央環境審議会 総合政策 地球環境合同部会
地球温暖化対策税制専門委員会 中間報告
(平成14年6月)

1 取り進め方について
(3) 第2ステップ以降の対応(抜粋)
2004年実施される対策の実施状況の評価等において必要
とされた場合には、第2ステップ以降の早期に、CO2排出
削減を主目的とした温暖化対策税を導入すべきである。

その際、第2ステップ以降に導入する温暖化対策税の税収の用途についても、温暖化対策の実施における国と地方公共団体の関係に十分配慮して検討すべきである。京都議定書の目標達成には、国、地方公共団体等のすべての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じ、例えば、温室効果ガスの排出抑制に資する都市整備や、植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進及び都市緑化等のCO2吸収源の保全及び強化に資する対策を講ずるとともに、地球温暖化対策に対する普及啓発などにより、地域ぐるみの取組を推進していくことが考えられる。

4 経済財政諮問会議

「経済財政と構造改革の基本方針2002」

(平成14年6月28日閣議決定)

5 税制改革及びそれに関連する検討項目

- ・地球環境に配慮した税制を検討する。

5 政府税制調査会

「少子・高齢社会における税制のあり方」

(平成15年6月17日)

第三 その他の課題

三 環境問題への対応(抜粋)

1. 基本的考え方

特に、地球温暖化問題については、規制的手法、自主的取組、税制以外の経済的手法の活用に加えて、

税制を活用することの必要性について広く議論が求められる。

2. 税制面での対応を検討する場合の留意点

いわゆる環境税の導入を検討する際には、国民に広く負担を求めることになるので、国民の理解と協力が得られることが不可欠である。今後、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、国内外における議論の進展を注視しつつ、汚染者負担の原則（PPP）に立って、引き続き幅広い観点から検討する。

地球温暖化問題に対する税制面での対応を検討する場合には、揮発油税、軽油引取税、石油石炭税など既存のエネルギー関係諸税等との関係についても検討すべきである。

6 自民党税制調査会

「平成15年度税制改正大綱」（平成14年12月13日）

第三 検討事項（抜粋）

12 地球温暖化対策をはじめ環境問題に対する取組みを一層進めるため、いわゆる「環境税」の導入を含め、税制面においては、原因者負担を基本としつつ、規制等による環境対策の具体的枠組みの中での役割を踏まえながら、環境問題全般に配慮した実効性ある施策について、幅広い観点からさらなる検討を進める。